

第 2 部
逐 条 解 説

Chapter 2

法の目的

(第 1 条関係)

第1条関係

(目的)

第一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

本法の目的は、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者に対し不正競争の停止・予防請求権等を付与することにより不正競争の防止を図るとともに、その営業上の利益が侵害された者の損害賠償に係る措置等を整備することにより、事業者間の公正な競争を確保しようとするものである。

したがって、本法の保護法益は事業者の営業上の利益という私益と、公正な競争秩序という公益である⁷。この点に関し判例は、不正競争防止法第2条第1項第1号及び第2号における「営業」に関する判示の中で「不正競争防止法は、営業の自由の保障の下で自由競争が行われる取引社会を前提に、経済活動を行う事業者間の競争が自由競争の範囲を逸脱して濫用的に行われ、あるいは、社会全体の公正な競争秩序を破壊するものである場合に、これを不正競争として防止しようとするものにほかならない」としている⁸。

なお、独占禁止法等も競争秩序の維持に係る法律であるが、独占禁止法は、カルテル、私的独占等の自由競争を制限する行為を禁止するとともに、公正な競争を阻害する行為を不公正な取引方法として禁止し、もって、「公正且つ自由な」競争秩序の維持を図ることを目的とするものである。これに対し、本法は、

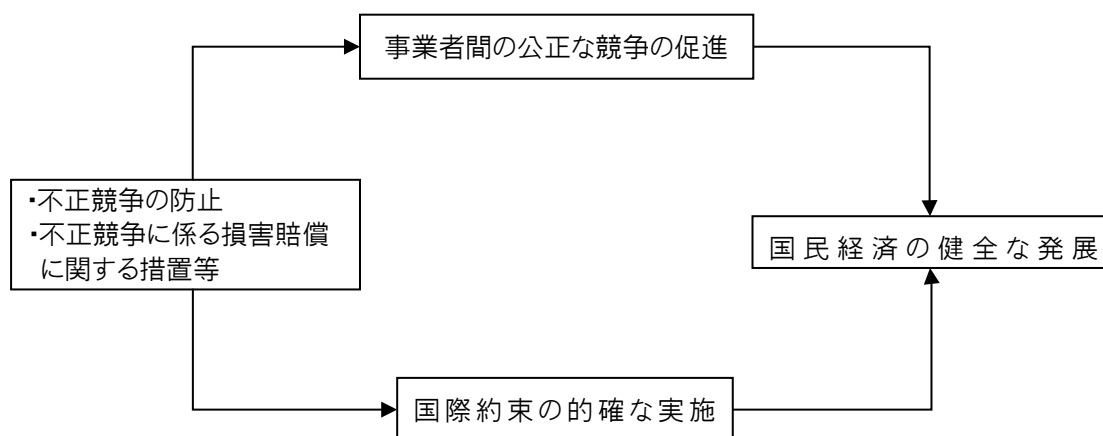
⁷ 本条は、平成5年改正により、不正競争防止法の目的を本文のように理解する考え方に立って立法されたものである。しかし、不正競争防止法の目的を、市場に関与する者同士が民事訴訟の手段を通じて競争秩序の維持を図るといった公益性の高い側面を持ったものであるとする考え方や消費者利益の保護をも目的とするものであるとする考え方も存在する。議論の詳細については「不正競争防止法の見直しの方向」（平成4年12月産業構造審議会知的財産政策部会中間答申）参照。

⁸ 天理教事件最高裁判決（最判平18.1.20民集60巻1号137頁）。

「公正な」競争の促進を図るものである。この点に関し、法目的達成の手段について、独占禁止法等が公正取引委員会等による排除措置命令等の行政規制を中心とするのに対し、本法は公益に対する侵害の程度が高いものについては刑事罰の対象とするとともに、私益の侵害にとどまるものについては事業者間の差止請求、損害賠償請求等の民事的請求に任せるものである。

また、不正競争の防止についてはパリ条約及び同条約の特別取極であるマドリッド協定によってパリ条約同盟国の国際約束⁹となっており、国際的ハーモナイゼーションの観点を踏まえつつ「不正競争」の防止を図っていく必要性に鑑み、本法はこれらの国際約束の的確な実施を確保することを法目的の一つとして掲げている。特に、本法第16条（外国の国旗等の商業上の使用禁止）、第17条（国際機関の標章の商業上の使用禁止）は、パリ条約、TRIPS協定等の規定を、また、第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）は、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の規定を実施するため、刑事罰をもって対応している。

図 1 法目的の概念図



⁹ 「国際約束」とは、国際的な取極である条約や協定等で我が国がその履行を約束したものを指し、現在においては、パリ条約、マドリッド協定（虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定）、TRIPS協定、商標法条約及び国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約等を意味する。

なお、本法の内容と異なる国際約束を我が国が締結した場合については、法改正、解釈の変更等の措置を当該国際約束の内容に応じて行うことになる。